

現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領

平成26年7月14日制定

最終改正 令和4年12月19日

(目的)

第1条 この要領は、館山市が発注する工事（以下「市発注工事」という。）に係る現場代理人の工事現場への常駐義務緩和の要件及び事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(常駐を要しない期間)

第2条 次の各号に該当するいずれかの期間で、発注者と受注者の間で設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっている場合、現場代理人の常駐を要しないものとする。

ただし、発注者が工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められる場合に限る。

- (1) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間。
(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間)
 - (2) 工事を全面的に一時中止している期間。
(自然災害の発生、埋蔵文化財調査 等)
 - (3) 工場製作のみが行われている期間。
(橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電気品等の工場製作を含む工事全般)
 - (4) 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間。
- 2 常駐を要しない期間において、他の工事との兼務を認めるものではないものとする。

(兼務の対象となる工事)

第3条 受注者は、市発注工事において次の各号のいずれかに該当するときは、当該現場代理人に他の市発注工事の現場代理人（主任技術者を兼務する場合を含む。）の職務を兼ねさせることができる。

ただし、発注者が、工事の規模、内容、工事現場の状況などを踏まえ、兼務が可能と判断し、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められる場合に限る。

- (1) 建設業法施行令第27条第2項の規定により、同一の専任の主任技術者が2以上の工事を管理するものであるもの。
- (2) 次のアからウの全ての条件を満たすもの。ただし、請負金額が500万円未満の工事（特記仕様書等で兼務を禁じていないものに限る）は、兼務する工事件数に含まないものとする。
 - ア 対象工事は、請負金額が4,000万円未満、建築一式工事においては8,000万円未満であること。
 - イ 対象工事は、当該工事を含め3件（以下「既発注工事」という。）までとする。
また、既発注工事と一体性が認められ、新たに随意契約により締結する工事については、当該既発注工事と一の工事としてみなす。
 - ウ 市発注工事の特記仕様書等において兼務を禁じていないこと。

(事務手続)

第4条 受注者は、前条の規定により現場代理人に他の工事の現場代理人、主任技術者又は監理技術者の職務を兼ねさせようとするときは、現場代理人兼務届(別記第1号様式)を、当該兼務に係る市発注工事を所管するそれぞれの部署に提出しなければならない。

なお、兼務の可否について、新たに兼務する工事の所管部署が、既に現場代理人となっている工事の所管部署と協議し、結果を通知する。(別記第2号様式、別記第3号様式)

- 2 受注者は、当該現場代理人が兼ねる職務を解除したときは、現場代理人兼務解除届(別記第4号様式)を、当該兼務に係る市発注工事を所管するそれぞれの部署に提出しなければならない。ただし、現場代理人が兼ねる職務の解除が、竣工又は契約解除による場合には、当該工事を所管する部署への提出は不要とする。
- 3 受注者は、兼務に係る現場代理人が病気、死亡、退職等の理由によりその職務を遂行することができなくなった場合には、新たな現場代理人を選任の上、現場代理人変更届(別記第5号様式)を、当該兼務に係る市発注工事を所管するそれぞれの部署に提出しなければならない。

(現場代理人の兼務の取消し等)

第5条 発注者は、現場代理人の兼務により、現場の管理体制に不備が生じたと認めるとき、又は不良な工事となる恐れがあると認められるとき若しくは不良な工事となったときは、当該現場代理人の兼務の取消し、工事成績への反映、指名停止その他必要な措置を行うものとする。

(現場代理人の責務)

第6条 現場代理人は、常駐を要しないときであっても、契約上の職務を免じるものではない。

附 則

- 1 この要領は、平成26年8月1日から施行し、同日以降に契約する工事に適用する。
- 2 現場代理人の兼務に関する事務取扱要領(平成25年10月31日制定)は、廃止する。
- 3 この要領の適用の日前に現場代理人等の兼務が認められている市発注工事については従前の例による。

[沿革]

平成28年5月27日一部改正	平成28年6月1日施行
平成29年1月30日一部改正	平成29年1月30日施行
平成30年5月1日一部改正	平成30年6月1日施行
<u>令和4年12月19日一部改正</u>	<u>令和5年1月1日施行</u>